議案第108号

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区奥沢まちづくりセンター、世田谷区等々力まちづくりセンター及び世田谷区成城まちづくりセンターの位置を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

世田谷区出張所設置条例(昭和40年3月世田谷区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区奥沢まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区奥沢三丁目5番7号」を「東京都世田谷区奥沢三丁目15番7号」に改め、同表世田谷区等々力まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区等々力二丁目28番5号」を「東京都世田谷区等々力三丁目4番1号」に改め、同表世田谷区成城まちづくりセンターの項中「東京都世田谷区成城六丁目2番1号」を「東京都世田谷区成城六丁目3番10号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。